

地域生活支援事業の概要

1 必須事業

事業名	事業内容及び対象者
(1) 相談支援事業	障害者やその保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	
イ 地域自立支援協議会	
ウ 障害児等療育支援事業	
② 市町村相談支援機能強化事業	
③ 成年後見制度利用支援事業	
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。
① 手話通訳者設置事業	
② 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	
(3) 日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者（児）に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
① 介護訓練支援用具	
② 自立生活支援用具	
③ 在宅療養等支援用具	
④ 情報・意思疎通支援用具	
⑤ 排泄管理支援用具	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。
(5) 地域活動支援センター	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。
(6) 発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害児（者）に対する総合的な支援を行います。

2 その他の事業

事業名	事業内容及び対象者
(1) 福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
(2) 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給します。 また、施設に入所・通所、又は就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用して就職等へ移行する方に就職支度金を支給します。
(4) 知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
(5) 生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導や知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。
(6) 日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、日中の活動の場を提供します。
(7) 生活サポート事業	障害程度区分認定が非該当となった障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。
(8) 社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。